

## 特記仕様書 2

### 1. 件名

東京都立産業貿易センター浜松町館 デジタルサイネージシステム設置工事

### 2. 履行内容

別紙特記仕様書 1 「東京都立産業貿易センター浜松町館 デジタルサイネージシステム構築およびコンテンツ製作業務委託」の内容に沿って準備されたシステム機器の、現地設置工事とそれに付随する業務を行う。

### 3. 履行場所

産業貿易センター浜松町館の 2 階から 5 階に配置される（別紙に記載する配置場所参照）、デジタルサイネージ本体および、1 階管理事務室フロアに配置する制御機器の設置工事を行う。

### 4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 3 年 2 月 2 5 日まで

### 5. 履行内容

- I. 履行場所の現場調査と調査に基づく工事設計
- II. 筐体の搬入・据付工事
- III. システム接続に必要となる各種配線工事
- IV. 工事に付随する業務

#### I. 履行場所の現場調査と調査に基づく工事設計

##### (1) 工事設計

履行場所の現場調査を実施し、必要に応じて東京ポートシティ竹芝オフィスタワー管理側と確認・調整を行い、工事設計を行う。

##### (2) 工事計画立案

上記 (1) に基づき、工事施工計画を立案し、産業貿易センター担当者へ提出し、了承を得る。

#### II. 筐体の搬入・据付工事

##### (1) 筐体・機器の搬入

産業貿易センターと事前に日程調整を行った上で、履行場所まで筐体・機器の搬入を行う。  
検討にあたっては、浜松町館の展示室・会議室の催事へ影響を与えないよう、夜間搬入を想定に行うこと。

また、搬入にあたっては必要に応じて養生等を実施し、履行場所の域外に損傷を与えないよう十分に注意すること。

#### **(2) 筐体等の設置工事**

筐体・機器の据付、筐体内機器の配線・セッティング等を行う。

#### **(3) 工事後の残材処理**

工事完了後、梱包材や工事によって発生した残材等の処分を行う。

### **Ⅲ. システム接続に必要となる各種配線工事**

#### **(1) 電源・LAN 配線工事**

すでにビル本体工事にて実施されているデジタルサイネージ用電源・LAN 配線へのつなぎ込み工事を実施する。

#### **(2) 映像信号伝送配線工事**

ディスプレイと STB の配置に起因して、映像信号を長距離で送信する場合は、必要に応じて追加で配線工事を実施する。

### **Ⅳ. 工事に付随する業務**

#### **(1) 工事計画書の提出**

本契約締結後、工事計画書を産業貿易センター浜松町館に提出し、承認を得るものとする。

注) 産業貿易センター浜松町館は令和 2 年 9 月 1 4 日にオープンし、平日・休日における展示室・会議室の貸出運用を開始したため、日中の工事は避け、夜間工事（22:00～翌 7:00）を前提に計画を検討すること。

なお、参考として、展示室・会議室の利用状況は、以下の URL を参照の上、計画を検討すること。

<https://www.sanbo.metro.tokyo.lg.jp/hamamatsucho/event>

#### **(2) 申請手続き**

工事実施にあたり、東京ポートシティ竹芝オフィスタワー管理側へ提出が必要となる申請書等の作成にあたり、記載内容案を作成する。

#### **(3) 関係各所との調整**

本契約履行にあたり、必要な場合は、東京ポートシティ竹芝オフィスタワー管理側と調整を実

施する。調整に当たっては、産業貿易センター担当の承認を得るものとする。

#### **(4) 動作確認**

設置工事後に動作確認を行い、要求事項が満たされていることを確認し、産業貿易センターの承認を得るものとする。要求事項には、特記仕様書 1「都立産業貿易センター浜松町館 デジタルサイネージシステム構築」に要求された事項を含むものとする。

#### **(5) 安全管理**

本契約の履行にあたり、建設業法等の関係法令を遵守し安全管理に努めるものとする。

#### **(6) その他**

- ① 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に産業貿易センターと協議し、これを確定すること。
- ② 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、ただちに産業貿易センターに連絡すること。
- ③ 請負者は業務の一部を再委託する場合には事前に産業貿易センターへ承諾をとること。
- ④ 現場調査の結果、本契約の履行を妨げる予見不能な不可抗力が発生した場合、請負者は速やかに産業貿易センターに報告のうえ、本契約の内容変更等について協議を求めることができる。
- ⑤ 産業貿易センターが必要であると認めるときは、請負者と協議のうえ、本契約の内容を変更することができる。
- ⑥ 機器及びシステム構築は産業貿易センターへ承諾をとること。
- ⑦ 再委託する場合は 3 次までとする。
- ⑧ 施工体制台帳等、安全書類を作成すること。